

はり・きゅうの施術料金の算定方法

1 施 術

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1, 780円
- ② 2術（はり・きゅう併用）の場合 1, 860円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1, 550円
- ② 2術（はり・きゅう併用）の場合 1, 610円

注 はり・きゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針又は電気温灸器及び電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき34円を加算する。

2 往 療

患者1人1回につき2, 300円

注 (1) 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合2, 550円とする。

(2) 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

(3) 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できること。

(5) 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

3 施術報告書交付料

患者一人につき480円

注 施術報告書交付料を支給する施術費給付請求明細書には、施術者より記入を受けた施術報告書の写しを添付する扱いとすること。

また、一連の施術において既に施術報告書交付料が支給されている場合は、直前の当該支給に係る施術の年月を記入する扱いとすること。

4 実施上の留意事項

その他実施にあたっての細目については、国民健康保険の例によること。